

## 臨時駐車場交通等誘導警備業務委託 仕様書

- 1 業務名 令和 4 年度 佐賀城本丸歴史館 臨時駐車場交通等誘導警備業務委託
- 2 履行期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- 3 業務内容  
警備の場所は、佐賀城公園駐車場等（別添のとおり）とし、車両の円滑な入退場及び  
通行人の安全を確保する。また、事故等の防止及び処置や不法・不良行為の発見、探知、  
防止及び排除を行う。
- 4 契約方法 契約書の提出による（単価契約）
- 5 業務単価、支払方法
  - ( 1 ) 業務単価  
単価 業務時間 8 時間以内（6 時間以上の場合、休憩 1 時間を含む）に適用
  - ( 2 ) 支払方法  
支払は月払いとし、翌月 10 日までに前月実績に係る請求書を甲に提出するものと  
する。
- 6 業務時間  
業務時間は、原則として、土日祝日の日中で、8 時間以内（6 時間以上の場合、休憩  
1 時間を含む）とする。
- 7 年間実施予定数量  
120 人以内（令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）
- 8 業務依頼方法  
業務は発注者が受注者に対し、原則として、前月末までに翌月分の配置人数、警備の  
場所及び業務時間帯等を通知するものとする。
- 9 業務の制服、機材等の費用負担
  - ( 1 ) 制服の着用  
業務従事者は、場合に応じて制服、制帽、雨具、防寒着等を着用するものとし、そ  
の費用については、受注者の負担とする。

( 2 ) 警備用機材

警備員間の連絡用トランシーバー、携帯電話等は受注者の負担とする。

( 3 ) その他

業務従事者の駐車場については、受注者により別途確保すること。

10 業務従事者の義務

勤務中及び勤務に関し知り得た事項は、公私にかかわらず、絶対に漏らさないこと。

11 賠償事項

警備は事故の予防並びに事故の早期発見を目的とするため、明らかに受注者及び受注者の使用人の責めに帰すべき事由により被った損害については、受注者とその賠償の責めを負う。

12 その他注意事項

( 1 ) 受注者は、業務の遂行にあたり、発注者の職員及び別途契約している「佐賀城本丸 歴史館 警備業務委託」受託者等と密接な連携を図り、業務を行うこと。

( 2 ) 駐車場については、原則として、P1、P3、P4、P2 の順に優先して案内すること。

( 3 ) 業務終了時には、警備日報を提出し、業務内容等の報告を行うこと。

( 4 ) 不明なこと、疑義あることについては、必ず、発注者と協議すること。